

令和8年度 佐久市空き店舗出店コンテスト開催事業
SGS (Startup Gateway Saku) in もちづき
～ ここでカタチにする、あなたの未来をひらく出店コンテスト ～
募集要項

平安の昔、朝廷へ献上する優れた名馬を育てた「望月牧」が置かれ、江戸時代には中山道の宿場町として、多くの旅人や物資が行き交う拠点として栄えた、佐久市望月地域。

時代が移り変わり、少子高齢化という課題に向き合いながらも、この地では今、こだわりを持った個性豊かなお店が少しずつ増え、心地よい新しい風が吹き始めています。

かつて名馬がこの地から羽ばたいたように、今度はあなたの「やってみたい」という想いを、この望月からカタチにしてみませんか？

「SGS (Startup Gateway Saku)」は、あなたの夢を具現化し、未来を切りひらくための最初の入口であり、新しい挑戦へのスタートラインです。

「いつかお店を開いてみたかった」、「自分の好きなことで人を笑顔にしたい」——
そんな思いがあれば、経験がなくても大歓迎です。

歴史と温かさのある望月の空き店舗を舞台に、まちを元気に、人々を笑顔にする、あなただけの「出店への挑戦」を心からお待ちしています。

1 募集目的

本コンテストは、佐久市望月地域の空き店舗を活用する出店希望者を出店プランとともに広く募集し、競い合いを通じて優れた計画を見出すとともに、受賞者には実際に出店していただくことで、望月地域のにぎわい創出と活性化を図ることを目的としています。

2 募集期間

令和8年8月3日（月）～9月30日（水）

3 賞および副賞

賞	副賞	付随する特典
グランプリ	100万円	市広報媒体へ受賞記事および 開店PR情報を掲載
準グランプリ	50万円	

- ① 各賞の副賞は、出店の事実が分かるもの（開業届、登記事項証明書、賃貸借契約書、営業許可書等）の写しを提出していただいた後、授与します。
- ② 各賞の副賞は、地域活性化への継続的な寄与を前提として授与するものです。出店後、正当な理由なく3年以内に閉店または事業を停止した場合は、副賞の全額または一部の返還を求める場合があります。
- ③ 審査の結果、各賞について該当者なしとする場合があります。

4 募集概要

(1) 対象物件

次のいずれかに該当する物件を対象とします。指定物件の内見や詳細情報の確認を希望される場合は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

① 指定物件

別紙1に掲載する望月地域内の空き店舗（8物件）

② 追加物件

上記①の物件のほか、募集期間終了（令和8年9月30日）までに、佐久市の移住・空き家・空き店舗情報サイト「佐久にくらす」に新しく登録された望月地域内の空き店舗（元店舗・事務所の物件に限る）

(2) 応募要件

市内外を問わず、どなたでもご応募いただけますが、次の要件をすべて満たす方に限ります。

【出店に関する必須ルール】

- ① 地域の活性化に寄与する出店であり、上記（1）に定める物件のいずれかへ出店すること。
- ② 受賞後に出店を開始し、令和9年12月31日までに開店すること（万が一、正当な理由なく開店が期限を過ぎてしまった場合は、副賞の権利が取り消されることがあります）。

【対象となる方（どなたでも歓迎します）】

- ③ 個人、団体、企業など、組織の法的な形態は問いません。
- ④ すでに事業を行っている方の多店舗展開（2号店等の出店）や、第2創業（業態の変更、新分野への進出）も広く応募対象となります。
- ⑤ 受賞後の出店にあたっては、法人の場合は佐久市内への本店登記または支店・営業所等の設置（登記）、個人の場合は主な事業所を佐久市に置くことを前提とします（出店までにこの要件が満たせないと判断した場合は、失格となる場合があります）。

【その他の必須ルール】

- ⑥ 市税等の滞納者でないこと。
- ⑦ 第一次審査を通過した場合に、審査員の事前ヒアリングおよび第二次審査に現地（リアル）参加できること（参加できない場合は、選考の対象外となります）。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う団体、またはそれらの構成員に該当しないこと。

(3) 応募方法

① 提出書類

- ・ 応募申請書（様式1）
- ・ 資金計画および収支計画書（様式2）

※ 様式は、佐久市ホームページよりダウンロードしてください。

② 提出方法

- ・ 郵送（簡易書留）またはEメール添付にて提出してください。
- ・ 郵送での提出の場合は、締切日消印有効
- ・ Eメール添付での提出の場合は、令和8年9月30日（水）17：15 必着
- ・ Eメール添付での提出の場合は、送信した後に必ず事務局まで送信した旨を電話してください。
- ・ 受領通知を発行しますので、必ず確認してください。

5 主催

「S G S（Startup Gateway Saku）in もちづき」実行委員会

6 選考方法等

（１）第一次審査

令和8年11月頃 書類審査

（２）審査員事前ヒアリング

令和8年12月頃（一次審査通過者対象・現地参加必須）

（３）第二次（最終）審査

令和9年2月頃 公開プレゼンテーション審査（一次審査通過者対象・現地参加必須）

7 審査基準

- ① 地域の活性化、にぎわい創出への寄与、地域との連携
- ② 事業の波及効果・発展性
- ③ 事業性（実現性・持続性・新規性・独創性）

8 審査員

「S G S（Startup Gateway Saku）in もちづき」実行委員会 委員

9 出店に向けたサポート体制等

応募者の具体的な出店イメージづくりや事業計画づくりをバックアップするため、次のとおり座談会等の開催や伴走支援体制を構築しています。

（１）座談会（オンライン開催）

遠方からの移住・出店検討者をはじめ、どなたでもまずは気軽に先輩出店者の生の声に触れていただけるオンラインイベントです。視聴のみ（ミュート・画面オフ）やチャットでの質問も歓迎します。

- ① 開催日時 令和8年7月26日（日）14：30～16：00
- ② 申込期間 令和8年7月17日（金）まで
- ③ 申込方法 Google フォームにて申込みをしてください。
- ④ 開催方法 Google Meet
- ⑤ 内 容 14：30～15：00 望月地域と本コンテストの概要説明
15：00～16：00 興味のある分野に分かれて先輩出店者と座談会

（２）現地見学会および座談会（リアル開催）

実際に望月地域や対象物件（指定物件）を肌で感じ、また、先輩出店者と対面で深い相談ができ、より具体的な出店計画の検討に役立てていただけるリアルイベントです。

- ① 開催日時 令和8年8月23日（日）12：00～16：30
- ② 申込期間 令和8年7月27日（月）から8月14日（金）まで
- ③ 申込方法 Google フォームにて申込みをしてください。
- ④ 開催場所 望月地域内
- ⑤ 内 容 12：00～15：00 指定物件を一巡する現地見学会
15：00～16：30 興味のある分野に分かれて先輩出店者と座談会
(前半：グループトーク／後半：個別相談)

（３）出店の伴走支援体制

各専門機関において相談窓口を設け、個別相談を随時受け付けます。

- ・ 佐久市望月商工会
- ・ 八十二長野銀行望月支店
- ・ 長野県信用組合望月支店
- ・ 日本政策金融公庫小諸支店
- ・ 長野県信用保証協会佐久支店
- ・ 佐久市役所商工振興課

※ 各専門機関の補助金やローン等の詳細は別紙２に掲載

10 グランプリ・準グランプリ受賞者について

- ① 受賞者は、1年後の当コンテストの際に、事業の経過報告をすること。
- ② 出店後は、望月地域のまちづくり活動や今後のコンテスト運営に協力すること。
- ③ 受賞者においても、要件を満たす場合は「佐久市空き店舗対策事業補助金」の利用が可能です。

11 注意事項

- ① 特許・実用新案権等の知的財産権、および営業秘密やノウハウ、写真や名前などの情報の法的保護については応募者の責任において対策を講じてください。公開プレゼンテーション等で一般に公表されるに伴い生じた不利益について、実行委員会および佐久市は一切の責任を負いません。

- ② 提出書類は本コンテストの審査にのみ使用し、返却はいたしません。
- ③ 本コンテストへの応募および審査参加に伴う費用(交通費・提出書類作成費等)は、すべて応募者の自己負担となります。
- ④ 対象物件となる空き店舗の賃貸借・売買等の契約は、所有者と応募者(出店者)との間で行われる「民民間取引」となります。
- ⑤ 実行委員会および佐久市は、対象物件の品質や設備等の状態、瑕疵(隠れた不具合や欠陥等)、その他契約内容に関して一切の責任を負いません。物件の状態や契約条件は、必ず応募者自身で事前にご確認・ご納得の上でご応募ください。
- ⑥ 対象物件の交渉、契約、または出店準備等において万が一所有者等との間でトラブルが発生した場合、当事者間で解決していただくこととなり、実行委員会および佐久市は一切の責任を負いません。
- ⑦ 同一の対象物件(指定物件)に対して複数の応募があった場合、審査において最も高い評価を得た応募者が当該物件の優先交渉権を獲得します。
- ⑧ 本コンテストの受賞(結果発表)前に、対象物件の賃貸借・売買等の契約を締結した場合、または内装工事等の出店準備を開始した場合は、原則として選考の対象外となります。
- ⑨ 審査期間中または受賞後の出店に際し、対象物件が第三者と契約成立したことや、所有者等の事情により賃貸借等の契約が不成立に終わった場合など、やむを得ない事情により利用不可能となった場合は、事務局が認める望月地域内の別の空き店舗(元店舗・事務所の物件に限る)への変更を条件に、審査または副賞の権利を継続できるものとします。ただし、受賞後に物件を変更する場合であっても、原則として4(2)②に定める開店期限(令和9年12月31日)は変更されないものとします。

【お問い合わせ先・申込先・提出先】

住所：〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 番地

佐久市経済部商工振興課商業振興・雇用係

「SGS (Startup Gateway Saku) in もちづき」実行委員会 事務局

担当：安井、中西

電話：0267-62-3265 (直通)

Eメール：syoko@city.saku.nagano.jp